

答申第 1116 号

諮問第 1779 号

件名：待機寮通帳等の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書に該当しないとして、不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 9 月 12 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 10 月 2 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付等

請求人は、令和 5 年 9 月 12 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、道路標識に関する文書等の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁は、これを受け付けることとした。

当該開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

- ①自然倒壊に至らない早期措置を必要とした道路標識がわかる文書
- ②賠償責任保険事故報告書
- ③捜査費の使用状況がわかる文書・捜査費支出何等関係書類
- ④署親睦会通帳・幹部親睦会通帳・待機寮通帳の写し等関係書類

過去 5 年分

（請求日現在、稲沢署で保管のもの）  
と記載されていた。

このうち、④の請求内容については、その記載内容からでは、開示請求の対象文書を特定することが困難であり、条例第6条第1項第2号に定める「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が十分ではないとの理由で、処分庁は、令和5年9月22日、請求人に対し、補正を求める通知（行政文書開示請求書の補正（通知）（警務発第11503号。以下「補正通知」という。））を発出した。

その後、④の請求内容について、令和5年9月26日に請求人から愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センター宛に、補正通知に係る電話連絡があり、④の請求内容は、

④署親睦会通帳・幹部親睦会通帳・待機寮通帳

⑤④の通帳の収書計算の分かる文書及び領収書

過去5年分

（請求日現在、稲沢署で保管のもの）

と補正された。

また、④以外の請求内容についても、別に所要の補正を行ったことにより、請求人が令和5年9月12日に提出した行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は

①自然倒壊に至らない早期措置を必要とした道路標識がわかる文書

②賠償責任保険事故報告書

③捜査費証拠書（国費・県費）（平成30年9月分から令和5年8月分まで）

④署親睦会通帳・幹部親睦会通帳・待機寮通帳

⑤④の通帳の収支計算の分かる文書及び領収書

過去5年分

（請求日現在、稲沢署で保管のもの）

となった（以下、これらの補正がされた後の行政文書開示請求のうち

④及び⑤の請求内容（④及び⑤の請求内容における署親睦会通帳及び幹部親睦会通帳の請求を除く。）のことを「本件開示請求」という。）。

#### (イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書は、稲沢警察署待機寮を運営する上で作成され、又は取得された通帳及び収支関係書類であると判断した。

よって、処分庁は、稲沢警察署に対して確認したところ、対象となる文書は稲沢警察署待機寮に居住する警察官及び警察職員（以下「寮生」という。）が私生活上、作成し、又は取得するものであって、職務上作成し、又は取得したものではないことが確認された。したがって、本件開示請求で対象とした文書は行政文書ではないものと結論づ

けられた。

(ウ) 行政文書不開示決定

上記(イ)のとおり本件開示請求の対象としたものが行政文書に該当しないため、処分庁は、条例 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 5 年 10 月 2 日付けで行政文書不開示決定（務厚発第 3172 号。以下「本件処分」という。）を行った。

イ 待機寮の運営について

待機寮の運営に関しては愛知県警察待機寮運営管理規程（平成 27 年愛知県警察本部訓令第 23 号、以下「規程」という。）において定められている。

通帳は、稲沢警察署待機寮を運営するための寮費を保管管理するため、規程第 16 条で定める待機寮役員が取得したものであり、その用途は専ら寮費の出納に使用されていたものである。

寮費とは、食糧費はもとより、具体的には規程第 22 条各号にある電気水道等の光熱費等寮生が待機寮で生活する上で負担すべき費用を指す。寮費は規程第 16 条に定める役員のうち会計が主として管理しており、通帳及び収支関係書類もその過程で作成し、又は取得されるものである。

規程第 16 条を始め規程第 5 章の内容は、待機寮における寮生の共同生活について定めたものであって、寮生が果たすべき職務上の義務について定めたものではない。すなわち、規程第 5 章の内容は待機寮に入居する寮生の私生活上の遵守事項について定めたものである。そのため、第 5 章の規程によりなされた寮費の管理等は、寮で生活するための自治活動の一環であり、したがって、寮生の私生活上の活動であるから職務上行われたものでないことは明らかである。

ウ 行政文書該当性について

条例では、第 5 条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と定められており、この行政文書とは条例第 2 条第 2 項において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものであるとしている。愛知県情報公開条例解釈運用基準（平成 13 年 3 月 30 日 12 広報第 98 号県民生活部長通知）によれば、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいうものとされている。

本件開示請求の対象とした通帳及び収支計算書類は、稲沢警察署待機寮の寮生が待機寮の運営上作成し、又は取得したものであり、これらの文書は、稲沢警察署待機寮の役員等の寮生が稲沢警察署員であったとしても、寮生による待機寮の私生活上の活動は、上記イで述べたとおり、職務に該当しないものであるため、実施機関の職員が自己の職務の範囲で作成し、

又は取得したものとは認められない。

したがって、本件開示請求の対象となった文書は実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものとは認められず、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しない。

(2) 請求人の主張の失当性

請求人は、事務引継書に待機寮通帳の記載があることから、公務として行われていることは明白であり、よって、行政文書に該当することから開示を求める旨主張している。しかしながら、上述したとおり、本件開示請求の対象とした文書である待機寮通帳及び収支関係書類は、条例に定める行政文書には該当しないことから本件処分に誤りはなく、請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、稲沢警察署待機寮を運営する上で作成され、又は取得された通帳及び収支関係書類（以下「待機寮通帳等」という。）であると解される。

(2) 本件請求対象文書の行政文書該当性について

ア 処分庁によれば、対象となる文書は稲沢警察署待機寮に居住する寮生が私生活上、作成し又は取得するものであって、職務上作成し、又は取得したものではないとのことである。

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、待機寮は、規程に基づいて運営されるものであり、主に若手警察職員が共同生活する場であるとのことである。また、待機寮通帳等は、規程第16条（当時）で定める待機寮の役員が管理するものであり、規程第22条各号（当時）にある寮生の食費や光熱水費といった寮生自身が負担すべき私生活上の費用を管理するために使用するものであり、公的な費用を管理するものではないとのことである。

また、審査請求人が提出した令和元年度当時の事務引継書に待機寮の通帳について記載はあるが、待機寮の通帳は、私生活上の費用を管理するものであり、現在は事務引継書に記載していないとのことである。

イ これらのことからすれば、待機寮通帳等は、稲沢警察署職員の私生活上の費用を管理するものであり、稲沢警察署職員が職務上作成又は取得するものではないことから、請求対象文書が行政文書にはあたらないと

する処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

④待機寮通帳

⑤④の通帳の収支計算の分かる文書及び領収書

過去5年分

(請求日現在、稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 2 . 2 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 8 . 2 1 (第 691 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
6 . 9 . 2 6 (第 693 回審査会)	審議
6 . 1 0 . 2 9	答申